

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人同善福社会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に、職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間24,000円以内とする。

- 2 各々の理事の報酬は、年間4,000円とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間8,000円以内とする。
- 4 各々の監事の報酬は、年間4,000円とする。
- 5 各々の評議員の報酬は、年間4,000円とする。

(報酬等の支払時期と支払方法)

第5条 報酬等は、毎年度3月に支給する。

2 報酬額から源泉所得税額を控除した額を現金で支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月に開催する定時評議員会の終結のときから施行する。

この規程は、一部改正して平成30年4月1日より施行する。